

住宅防火情報

第8号 (H22.9)
消防庁予防課

～ 住宅用火災警報器を設置しましょう ～

住宅用火災警報器（住警器）の普及に向けた取組

消防庁に寄せられた住警器普及に向けた取組を紹介します。

★住警器早期設置啓発CMの作製★

大阪府枚方寝屋川消防組合では、住警器普及啓発用のCMを作製、普及活動に力を入れています。

CMは平成20年に『おばちゃん呼びかけ』編を、その後、平成21年に『夜まわり』編、『消防士』編及び『つけててよかった』編の合計4種類を作製しました。

内容は、市民に親しみやすく、大阪的な要素を取り入れたものとなっており、住警器の普及に一役買っています。

地元のケーブルテレビで放送(3種類)され、実際に市民から「CMみたよ！」と声をかけられることもあり、住警器の必要性をアピールできていると実感できます。

平成22年10月から『おばちゃん呼びかけ』編を再投入！

4種類のCMをランダムに放送し、平成23年6月の完全義務化までのラストスパートをを行う予定です。



(もうつけましたか？住宅用火災警報器！)



(住宅用火災警報器で、家族を火事から守りましょう！)

※ 『夜まわり編』を枚方寝屋川消防本部のホームページで公開中です

<http://www.hiranel19.jp/>

★住宅防火に係る総合的な啓発と併せた住警器普及の取組★

静岡県静岡市消防防災局では、専門学校生のデザインにより「住警器の設置」の他「寝たばこ」「ガス器具」「防災製品」等を盛り込んだチラシを作成、イベント等で配布し住警器の設置促進に取り組んでいます。

～作成のプロセス～

静岡市では、以前から市のイベント告知用ポスターのデザインを「静岡デザイン専門学校」の生徒に依頼しており、当消防局のキャラクターのデザインも依頼した経緯がある。

予防課で広報用チラシのデザインを依頼したところ、快諾され生徒4名から各1点の作品が提供された。そのうち2点を採用し、4,000枚の広報用チラシを作成した。採用されなかった2点についてもクオリティーが高いため、何らかの広報活動で使用したいと考えている。



(専門学校生デザインによるチラシ)

～チラシの活用～

平成22年春季火災予防期間中の住宅防火訪問や、街頭広報でチラシを配布。

本年6月1日には、「住宅用火災警報器の設置義務化から1年」ということで「静岡市女性防火クラブ」により私鉄の改札口で配布が行われた。



(「静岡市女性防火クラブ」によるチラシの配布)

住宅用火災警報器（住警器）の奏功事例

平成 22 年 3 月-平成 22 年 8 月の間、消防庁に寄せられた住警器の奏功事例（情報）
事例件数 52 件

【火災に早く気づき、命を取り止めることができた主な事例】（報告 18 件）

- 就寝中、自宅台所方向から火煙が寝室に流入。寝室付近に設置してある住宅用火災警報器が発報したため、火災を認知、直近の玄関から屋外に避難した。【焼損程度：全焼】（岩手県九戸郡洋野町）
- 居住者が、くわえタバコで脱衣室に行った際、火種がバスケット内の衣類等に落下し燻焼後出火した。自室にいた際、6 畳間に設置してある住警器の警報音に気づき、脱衣室に行くと衣類等が燃えているのを発見し、家族に消防への通報依頼、自らは台所から鍋に水を汲み消火したもの。【焼損程度：部分焼】（香川県丸亀市）
- 高齢者夫婦の二人暮らし住宅で就寝中、寝室直近の廊下に設置していた住警器の警報音に妻が気づき、隣の寝室で就寝中の夫に知らせ屋外へ避難したもの。屋外へ避難後、風呂のかまど部分から炎が上がっているのを確認し、近隣住民と初期消火を試みるが、炎の勢いが強く消火困難状態であった。【焼損程度：全焼】（福島県安達郡大玉村）
- 関係者が灯油ストーブを給油中にカートリッジタンクの蓋の締め付けが不完全で灯油が漏れ出火したもの。1 階の台所に設置していた住警器が鳴り、1 階寝室で寝ていた関係者の家族が火災に気づき関係者とともに初期消火を行い 119 番通報したもの。【焼損程度：石油ストーブ】（広島県広島市）
- 1 階居間で家族 4 人が夕食中、2 階からピーピー鳴る音に気づいた。妻が 2 階に上がっていく途中で、階段上部に設置していた住警器がなっているのを確認。2 階和室の戸を開けたところ石油ストーブ上方に干していた洗濯物が燃えていた。家族に火災を知らせ、水をかけたが火勢が強く消火できないため 119 番通報した。なお、居住者は怪我無く避難している。【焼損程度：2 階 46 m²の内約 20 m²焼損】（青森県八戸市）
- やかんでお湯を沸かそうとしたが、点火すべきでないコンロに火を点けたことに気付かず、お湯が沸く間を利用して洗濯物を干しに 2 階ベランダへ行った。しばらくして住警器の「火事です。火事です。」の鳴動に気づき、急いで台所に直行したところコンロの火が周囲に燃え広がり、室内は黒煙で充満。急いでバケツの水で消火したもの。【焼損程度：部分焼（約 4 m²）】（兵庫県揖保郡太子町）

【早く気づき、火災発生または拡大に至らなかった主な事例】（報告10件）

- 油の入った天ぷら鍋をガステーブルにかけ、火を点けたまま孫の世話していたところ、住警器が鳴ったため台所へ行くと天ぷら鍋から白煙が上がり、異臭がしていたのでガステーブルのスイッチを切った。【焼損程度：無し】（青森県弘前市）
- 当事者Aさんが隣のBさん宅へ遊びに行った約1時間後にBさんがトイレでAさん宅の警報が鳴っているのに気付いた。二人でAさん宅に駆け付けたところ家の中が煙で充満していたため119番通報したもの。なお、ガステーブルに鍋をかけたまま遊びに出掛けたため、鍋内の内容物が焦げ、台所に設置していた住警器が作動したもの。
【焼損程度：鍋の焦げ付き】（青森県八戸市）
- 住宅には、高齢者夫婦が居住しており、妻（85歳）が台所で朝食の味噌汁が少し入った鍋をガステーブルにかけ、そばで新聞を読んでいたが妻は耳と鼻が悪いため、鍋が焦げだしたのに気付かず、住警器が鳴動して気づきガスの火を消して大事に至らなかった。
【焼損程度：鍋の焦げ付き】（香川県観音寺市）
- 居住者女性（80歳）が台所においてガスコンロでフライパンを使用し、はんぺんを調理中にその場を離れたため、フライパンのはんぺんより煙が発生し、感知器が発報したため119番通報したもの。警報音に気付いた居住者女性がガスコンロのスイッチを切った。
【焼損程度：非火災】（愛知県常滑市）
- 台所において家人（85歳女性）が麦茶を作るため、やかんに水を入れガステーブル（強火）にかけた。その後、火を消し忘れてテレビを見ながら居眠りしてしまった。時間が経過したためやかんが空焚きになり、発煙、台所の住警器が鳴動。家人が住警器の音を聞き、焦げた臭いを感じたのでガステーブルの火を消した。
【焼損程度：非火災】（愛知県豊中市）

【隣人が警報音に気づき、火災発生に至らなかった事例】（報告24件）

- 居住者が台所でプラスチック容器内の固まった蜂蜜を液状にするため、蜂蜜容器を水の張った鍋に入れ、ガステーブルの火にかけた。その後、火を消し忘れて外出。時間が経過し鍋内の蜂蜜等が炭化し発煙、台所に設置した住警器が鳴動。通りかかった近隣住民2名が警報音を聞き、建物に近づくと焦げた臭いがしたため119番通報をした。消防隊が施錠していない窓から進入しガステーブルの火を消した。
【焼損程度：非火災】（愛知県豊川市）
- 居住者が鍋をガスコンロにのせ点火、そのまま外出したため加熱された鍋から発煙し、台所に設置していた住警器が鳴動した。付近住民が警報音を聞いて駆け付け換気扇から煙

が出ているのを確認し119番通報した。

【焼損程度：火災に至らず】（兵庫県朝来市）

- 台所のガスこんろの消し忘れにより鍋が焦げて煙が発生し、住警器が作動したもの。家人は不在で、上階の住人が警報音を聞いて消防へ通報したもの。
【焼損程度：なし】（広島県福山市）
- 家主がガスこんろに鍋をかけたまま外出したため、鍋の中が焦げ、煙が発生し住警器が発報。上階の住民が警報音に気付き、ベランダに回ったところ窓が開いていたため屋内に入り、ガスの元栓を閉め大事に至らなかった。【焼損程度：非火災】（佐賀県鳥栖市）
- 自宅でテレビを見ていたところ、外から住警器の警報音が聞こえた。外に出てみると、隣家の台所から白煙が出ているのを発見した。居住者は留守であったため、119番通報するとともに、施錠されていなかった勝手口より台所に入り、ガスこんろの火を止めた。（山形県山形市）

—— 住宅用火災警報器（住警器）の悪質訪問販売等の事例 ——

これまでに消防庁に寄せられた悪質訪問販売等に関する事案は137件となりました（[別紙1参照](#)）。依然、被害が全国的に発生しており、引き続き注意が必要です。

平成22年3月-平成22年8月の間、消防庁に寄せられた悪質訪問販売等に関する事案（情報）事案件数5件

【設置しなければならぬと説明・脅迫する手口】

- 土曜日の19時頃、住警器を販売・取り付ける業者らしき者から「明日、住警器を取り付けに行きます。」との一方的な電話があり、心配になり消防に電話をしたもの。その後、業者らしき者との接触はなし。（鳥取県鳥取市）

【消防職員だと偽りとりつけようとする手口】

- 平日の午前9時頃、ウインドブレーカーとチノパン姿の30代男性1名が訪れ、「上越市の消防職員」と名乗り、「住宅用火災警報器の確認にきた」と言って販売取付けに訪れた。家人は自分で取り付けるので不要の旨を伝えると帰っていった。（新潟県上越市）
- 平日の15時頃、散歩をしていた住民が車に乗った消防署員を名乗る男から「住宅用火災警報器はいりませんか。」と声をかけられた。住民は、作業着に名札も所属も記され

ていないことから不審に思い「どこの消防署だ。」と男に聞き返すと、逃げるように車で立ち去った。(福島県南会津郡下郷町)

○ 平日の午前中、男性1名が訪れた。男性は首にプレートを掛けており「消防から来た。単身高齢者を対象に住宅用火災警報器の設置状況調査を行っている」と言って訪問し、家の中を調査した。その後「家の見取り図が必要のため、市役所に行き貰ってきてまた来る。」と家主に話し帰った。家主は不審に思い消防署に単身高齢者の調査を行っているか問い合わせの電話をする。(北海道北見市)

○ 平日の午前中、共同住宅の住人宅に、「消防署の方から来ました。」という作業服を着た業者(男性)が訪れた。身分証を住人に提示したが、よく確認できないうちに引っ込めた。業者は、「住宅用火災警報器が義務設置となったので、設置するためにやってきました。一台3万円です。」と言った。住人は、電器店で購入した住宅用火災警報器が既にあると言って警報器を業者に見せたが、業者が「それは電器屋の製品なので電気切れになる。うちのは半永久的に使える。」と言った。値段が高額であったため、住人が断ると、業者は帰った。(徳島県徳島市)

★【悪質訪問販売のよくある手口】★

- ・ 「もう義務化されています。」と嘘をついてあおる。
- ・ 「消防署(または市役所)から来ました。」と嘘をついてだます。
- ・ 強引に部屋に押し入って点検のフリをして売りつける。等

★【不適正な訪問販売で購入、契約してしまったら・・・】★

クーリング・オフ制度

住警器の訪問販売は「特定商取引に関する法律」に基づくクーリング・オフ制度の対象であり、契約後一定の期間は契約の解除が認められている(住警器の訪問販売については8日間)。

※詳しくは、お住まいの地域の消費生活センターへお問い合わせ下さい。

(国民生活センター [URL:http://www.kokusen.go.jp/map/index.html](http://www.kokusen.go.jp/map/index.html))

★【国民生活センターからの情報提供】★

住警器の訪問販売トラブルについて、平成22年8月4日付けで、国民生活センターより、[別紙2](#)のとおり情報提供がされています。

住宅防火対策推進の取組に関する情報をお寄せ下さい。

【連絡・送付先】

消防庁予防課予防係

TEL 03-5253-7523 FAX 03-5253-7533

E-mail yobouka-y@soumu.go.jp